

事業請負見積書

令和 年 月 日

大阪市 契約担当者
大阪市東住吉区長

様

住所又は事業所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名

印

下記について見積条項に従い、次の金額で見積ります。
なお、関係法令・貴市関係規定および裏面記載の契約条項に従い契約を履行します。

見積金額	百万	千	円
契約金額	百万	千	円
<input type="checkbox"/> 課税事業者 うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 円			
<input type="checkbox"/> 免税事業者			

契約金額は、見積金額に当該金額の100分の10を上積みした額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）です。

なお、契約相手方となった場合には、商号、所在地及び契約金額等を公表することがあります。

記

事業名称	障がいのある方たちの事業所マップ印刷等業務					
履行期限	令和8年1月30日			履行場所	本市指定場所	
履行方法	別紙仕様書のとおり			その他		
明細書	名称	形状・寸法・摘要			数量	
	別紙のとおり					
(見積条項) 裏面のとおり						
本書のとおり契約を締結する。 1 契約方法 随意契約 地方自治法施行令 第167条の2第1項第 号 2 契約保証金 <input type="checkbox"/> 契約金額の5/100以上 (金 円) <input type="checkbox"/> 履行保証保険 <input type="checkbox"/> 免除				支出科目	年度	会計
用途					款	
摘要					項	
					目	
					節	
			細節			
決裁	局長	部長	課長	課長代理	係長	係員
	起案 令和 . .					
	決裁 令和 . .					
大東住 契第 号						

見積条項

- 見積書は、その提出した見積書の書換、引換または撤回をすることができない。
- 価格決定に当たっては、見積書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって決定価格とするので、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- 大阪市契約規則第28条第1項各号の1に該当する見積は無効とする。
- 合計金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- 個人は本人、法人は代表者又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること。

契約条項

（検査の時期）

- 大阪市（以下「発注者」という。）は、請負人（以下「受注者」という。）から給付の完了の通知を受けた日から工事については14日、その他の給付については10日以内に検査を行う。

（契約代金の支払い時期）

- 発注者は、受注者から適法な支払い請求を受けた日から工事については40日、その他の給付については30日以内に契約代金を支払う。

（受注者の履行遅延の場合における損害金）

- 受注者の責めに帰する理由により契約の履行を遅延した場合は、受注者は、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第56条の規定による延滞違約金を発注者に支払う。

（発注者の契約代金支払いの遅延の場合における損害金）

- 発注者の責めに帰する理由により契約代金の支払いを遅延した場合は、発注者は、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払う。

（契約保証金の帰属等）

- 受注者の責めに帰する理由による履行遅延その他契約の不履行の場合においては、契約保証金を次のとおり処分する。

（1）大阪市契約規則第38条の規定による。

（2）大阪市契約規則第61条の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、発注者に帰属する。

（契約に関する紛争の解決方法）

- 本契約に関し紛争が生じた場合は、大阪市契約規則及び大阪市会計規則によることとし、万一、解決に至らないときは、発注者と受注者とが協議のうえ定める第三者に仲裁を依頼する。

なお、この仲裁のために要した費用は、発注者と受注者とが平等に負担する。

暴力団等の排除に関する特記事項

1 暴力団等の排除について

- 発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第8条第1項第6号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- 発注者は、条例第8条第1項第7号に基づき、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- 第1号及び第2号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の100分の20に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- 受注者は第6号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。

ただし、発注者が必要でない判断した場合はこの限りでない。

仕様書

1 案件名称 障がいのある方たちの事業所マップ印刷等業務

2 履行期間 契約締結日から令和8年1月30日

3 業務内容

令和7年度版「障がいのある方たちの事業所マップ」の編集・校正・カラーカンプの作成・校正の校了・印刷・納品までの一切。

- ・編集等（デザイン・レイアウトの作成・校正（版下校正・色校正））
- ・印刷・加工（蛇腹折り+2つ折り）・納品
- ・完成データ及び保存用データの作成・提出
- ・その他打合せ

契約締結後速やかに編集から校了・納品にかかるスケジュール等を本市と協議すること。

4 編集等

（1）資料提供

入稿予定日：契約締結後、令和7年10月中旬～下旬頃

本市から、掲載事業所一覧（Excel ファイル）及び昨年度作成マップ（AI・PDF ファイル・紙媒体）を提供する。

（2）編集

【表面】タイトル・凡例・地図データ作成・地図上事業所位置表示

昨年度作成マップの情報をベースとして地図データ作成を行うが、国土地理院の地図データ等直近の地図データを利用すること。

【裏面】凡例・掲載事業所一覧作成

レイアウトは基本的に参考見本に準じるが、掲載事業所数により、一部事業所情報を裏面から表面に掲載する等、一部レイアウトを変更する場合がある。

（3）校正 3回（色校正1回含む）

5 印刷

（1）発行部数 1,200部

（2）刷色 両面フルカラー

（3）紙質 マットコート紙 104.7g/m²（90kg）

（4）仕上寸法 展開B2からB5仕上げ 蛇腹折り+2つ折り

6 成果物及び納品

（1）成果物

令和7年度版「障がいのある方たちの事業所マップ」1,200部

蛇腹折り + 2 つ折り加工後、50 部一括りで梱包し、汚れや損傷を来さないよう措置を講ずること。

データ

電子媒体（CD-R 等）に格納し、納品すること。電子媒体の提出にあたっては、最新のパターンファイルに更新されたウイルスチェックを行い、本市の環境にコンピューターウイルスを侵入させないための措置を講ずること。

【最終校正を反映した完成データ】

AI ファイルでアウトライン済み・アウトライン前のもの。再編集可能なデータであること。ファイル圧縮はしないこと。

【ホームページ掲載用データ】

両面合わせて 1 MB 未満のファイル及び片面それぞれ 1 MB 未満の PDF ファイル。

(2) 納入期限 令和 8 年 1 月 3 0 日

(3) 納入場所 東住吉区役所保健福祉課 2 階 2 8 番窓口 (大阪市東住吉区東田辺 1 - 1 3 - 4)

7 その他

- ・仕様書に定めのない事項については、本市の解釈とする。
- ・仕様書の疑義については、下記「 8 担当者」に問い合わせること。
- ・契約締結後、速やかに事業担当と印刷日程等の詳細について協議すること。
- ・「大阪市グリーン調達方針」(<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000224120.html>) 別表の (2) 紙類及び (22-2) 印刷の【判断の基準】を満たすものとし、【配慮事項】について十分配慮されていること。ただし、【判断の基準】 共通事項 の紙に関する部分は適用しないものとする。
- ・契約時と納品時に別添の「資材確認票」を提出すること。
- ・納品の際は、納品物品の名称及び数量等が確認できる「納品書」、別添の「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出すること。
- ・成果物に係る使用权及び著作権 (著作権法 (昭和 45 年法律第 48 号) 第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。) は、本市に帰属するものとする。
- ・掲載事業所一覧の情報は個人情報に準じた取扱いをするとともに、納品後は廃棄すること。

8 担当者 東住吉区役所保健福祉課 担当者：神谷

電話番号 0 6 - 4 3 9 9 - 9 9 2 6



東住吉区ホームページに
事業所マップ(PDF版)を
掲載しております。



東住吉区

令和6年度版 障がいの ある方たちの 事業所マップ

令和6年7月1日現在の事業所情報になります。
掲載希望のあった事業所を掲載しております。

凡例

- No ヘルプ事業所
- No 児童通所事業所
- No 日中活動事業所
- No 短期入所
- No 相談支援事業所
- No 障がい者基幹相談支援センター
- No 地域活動支援センター



短期入所

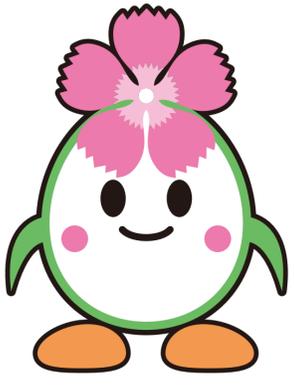
301 そらいえ 桑津3-14-27 TEL 7890-1267 FAX 6699-6700 (身・知・精・難・児)	302 桑津のみち 桑津3-15-24 TEL 7171-6773 FAX 7171-6773 (身・知・精・難)	303 ゆめ一す 桑津5-1-15 TEL 6773-9441 FAX 6777-4112 (身・知・精)
304 社会福祉法人今川学園 今林の里 今林3-11-87 TEL 6791-1211 FAX 6791-5700 (児)	305 らいとほーむ 今川4-4-20 TEL 050-1293-2462 (身・知・精)	306 ショート夢星 西今川12-14-3 TEL 090-8214-0269 (身・知・精・難)
307 大阪発達総合療育センター フェニックス 山坂5-11-21 TEL 6699-8731 FAX 6699-8134 (身・知・精)	308 大阪発達総合療育センター わかば 山坂5-11-21 TEL 6699-8731 FAX 6699-8134 (身・知・精)	309 短期入所すりーびーず 住道矢田6-1-2 TEL 6709-1333 FAX 6709-1333 (知・児)
310 グループホーム 幸樹 住道矢田6-1-15 TEL 6707-1111 FAX 6707-1122 (身・知・精・難・児)	311 とまり木 矢田1-10-6 TEL 7410-1861 FAX 6796-9805 (身・知・精・難・児)	312 プレジール 公園南矢田2-25-4 TEL 6654-7610 FAX 6654-7616 (身・知・精・難)
313 かえる 矢田3-16-8 TEL 6699-1990 FAX 6699-1990 (身・知・精・難・児)	314 ユンサンクの郷 公園南矢田3-13-22 TEL 6609-4510 FAX 6609-4511 (児)	315 めぞん・ど・ぼとふ 公園南矢田3-11-18 TEL 6708-2468 FAX 6718-6011 (身・知・精・児)
316 あったかハウス 住道矢田9-16-10 TEL 6777-9081 FAX 6777-9082 (身・知)	317 ルボゼ 矢田5-9-8 TEL 7668-2468 FAX 7668-8112 (身・知・精)	

相談支援事業所

401 社会福祉法人今川学園 今林の里 今林3-11-87 TEL 6791-1211 FAX 6791-5700 (身・知・精・難・児)	402 夢星相談支援センター 北田辺4-18-20 Mノビル北田辺6C号室 TEL 090-8214-0269 (身・知・精・難・児)	403 サボワーク 今川4-18-3 TEL 6793-7557 FAX 6708-1670 (身・知・精・難・児)
404 リンク相談支援 田辺1-8-4-602 TEL 6654-7000 FAX 6654-7001 (身・知・精・難・児)	405 ハルカ 田辺2-11-49 TEL 6622-5173 FAX 6690-7345 (身・知・精・難・児)	406 アイオライト2 駒川13-14-4 Mノビル今川1310号 TEL 090-5964-2461 FAX 7635-7742 (身・知・精・難)
407 支援センターいろいろ 田辺6-7-14 TEL 4305-3932 FAX 4305-3948 (身・知・精・難・児)	408 フラワー介護2 田辺2-7-16 TEL 6654-9001 FAX 6654-9201 (身・知・精・難・児)	409 相談支援ao 南田辺1-4-26 TEL 6625-3458 FAX 6625-3458 (身・知・精・難・児)
410 相談支援事業所 いんがーら 東田辺2-9-15 TEL 6692-3535 FAX 6692-3536 (児)	411 相談支援なないろ 針中野2-5-1 TEL 080-5322-7716 FAX 6706-3855 (身・知・精・難)	412 相談支援センター せせらぎ 湯里1-1-21 TEL 6654-4229 FAX 7181-9243 (身・知・精・難)
413 大阪発達総合療育センター いぶき 山坂5-11-21 TEL 6699-8731 FAX 6699-8134 (身・知・精)	414 ENISHI 一線ー 倉合4-17-2 ラジック103号室 TEL 6696-8688 FAX 6696-8689 (身・知・精・難・児)	415 相談支援事業所 この葉 湯里6-12-17 TEL 6708-2280 FAX 6708-2281 (身・知・精)
416 ドリーム・プリン 相談支援 湯里5-4-14 TEL 6797-2861 FAX 6705-1551 (身・知・精・難・児)	417 相談支援室 こっぺはん 公園南矢田1-29-15 TEL 6615-8533 FAX 6615-8535 (身・知・精・難)	418 特定相談支援センター 幸樹 住道矢田7-1-15 TEL 6702-3156 FAX 6702-3150 (身・知・精・難・児)
419 障害者総合支援センター あつたかほーと 照ヶ丘矢田3-6-2 TEL 6760-7144 FAX 6760-7076 (身・知・精・難・児)	420 コパン 住道矢田1-21-19 TEL 6777-2489 FAX 6777-2574 (身・知・精・難)	421 もくれんユリノキ 矢田6-8-7 TEL 6609-6300 FAX 6609-7300 (児)
422 キンダーハイム 相談支援 矢田6-8-29 TEL 6609-5300 FAX 6609-5300 (児)	423 相談支援事業つーちゃん 公園南矢田3-17-13 TEL 6722-2996 FAX 6722-2996 (児)	424 だんぞん・ど・ぼとふ 住道矢田5-9-8 TEL 7668-1101 FAX 7668-8112 (児)
425 サポートセンター いちご 住道矢田3-4-3 TEL 6769-1517 FAX 6769-1517 (精)		

**障がい者基幹
相談支援センター** 501 障がい者基幹相談支援センター
西今川2-3-8
TEL 6760-2671 FAX 6760-2672

**地域活動
支援センター** 601 地域活動支援センター-もくれん
矢田6-8-7
TEL 6609-6500 FAX 6608-1922 (生)



東住吉区マスコットキャラクター「なっぴー」

ヘルプ事業所

- 1 ケアステーション Sunlight 2 どりーむす 3 訪問介護事業所はぴっと 4 ルーツケアサービス 5 ヘルパーステーションひかり 6 アメニティケアサービス 7 パートナー介護センター 8 ケア夢星 9 エルケア大阪東住吉ケアセンター 10 ヘルパセンター すてっぷ 11 花の彩 12 藍アシストケアサービス 13 リンク訪問介護 14 フラワー介護2 15 はるか介護センター 16 陽なたぼっこ 17 Grey 18 介護ステーションふるさわ 19 ニチケアセンター東住吉 20 東住吉介護センター 21 グッドケアチーム 22 介護事業所あおぞらA2 23 白うさぎ 24 SAKURAサポートサービス 25 bee6guide 26 一心社さくらんぼ 27 ヒューマンサポート課 28 慶生会東住吉ヘルパーステーション 29 なないろケアセンター 30 ハート介護サービス東住吉 31 ゆいまーる 32 大阪発達総合療育センターヘルパーステーションめくみ 33 オンデルヤヘルパーステーション 34 愛実ヘルパーステーション 35 アシストセンターぼとぶ 36 ヘルパーステーションおきん 37 訪問介護事業所はな 38 ゆったりケアサポート 39 たか愛すまいる 40 ケア21はりなかの 41 ヘルパーステーション青りんご 42 ヘルパーステーションこはく 43 ヘルパーステーションはらこ 44 ヘルパーステーションはらこつとぶらさ 45 ヘルパーステーションnico 46 かえろケアットホーム 47 ドリーム・プリンヘルパーステーション 48 医療法人西中医学会西ヘルパーステーション 49 ふくろう介護センター 50 ケアロク・ロク介護サービス 51 ヘルパーステーションこころのII 52 ミライ訪問介護ステーション 53 すりーびず 54 だんてらいおん居宅介護事業所 55 みお介護事業所 56 ケアセンターつくみ 57 ケアセンター幸樹 58 訪問介護ステーションあつたかほ〜と 59 南大阪れんげケアセンター 60 訪問介護ほがらか 東住吉 61 東住吉れんげケアセンター 62 コバン 63 ヘルパーステーション花嵐 64 あおいケアステーション 65 クレール東住吉ヘルパーステーション 66 めるへん

児童通所事業所

- 102 ILIS CLUB 今林 103 おひさま 104 児童発達支援らつぷる 105 児童発達支援 放課後等デイサービス いはれはれ 106 アイオライトVita 107 児童デイサービスからふる今川 108 児童デイサービスハートランド 109 senjuplus 110 放課後等デイサービスハラル大阪本部 111 児童発達支援 放課後等デイサービス いらい〜 112 とうろ 113 児童デイサービスからふる南田 114 あすふれい 田辺校 115 児童発達支援 児童デイサービスBride 本店 116 プラムステージ 117 プロッサムジュニア東住吉教室 118 児童デイサービスからふる中野 119 児童発達支援 放課後等デイサービス テュリッパ 120 スパークル・スポーツクラブ 121 ワンスタート平野 122 コミュニケーション形成児童デイサービスくら〜んく 123 まなひ家 大阪 124 児童発達支援 児童デイサービスBride 南田 125 児童デイサービスさくらいろ 126 ウェル 127 ちゃんぷる 128 児童発達支援 放課後等デイサービス FUJ 東田 129 すたありつと1st 130 放課後等デイサービス ともぎスクール 131 大阪発達総合療育センターなでしこ 132 大阪発達総合療育センターなでしこ 133 大阪発達総合療育センターなでしこ 134 運動発達支援スタジオ 笑みひ〜東住吉 135 児童発達支援 放課後等デイサービス こんていゆ〜 136 児童発達支援 保育所等訪問支援アレグロ 137 児童デイサービスアエラELG 138 熊の家 139 児童発達支援 放課後等デイサービス いろえんびつ 140 児童発達支援 放課後等デイサービス すらありつとステップ 141 すたありつとステップ 142 サポートセンターすたありつと 143 放課後等デイサービス アエタ 144 もくれん ジェニー2 (too) 145 児童発達支援 幸樹 146 放課後等デイサービス 幸樹 147 運動療育型児童デイサービスはららの樹 東住吉 148 放課後等デイサービスピービー 149 トミオカネット 東住吉教室 150 CLAN東住吉 151 重症心身障がい児デイ TOMORROW 152 もくれん ジェニー 153 児童発達支援 放課後等デイサービス カカんち 154 すたありつとジュニア 155 キンダーハイム (児童発達支援センター) 156 キンダーハイム 地域支援事業

日中活動事業所

- 201 だいごん畑 東部市場店 202 就労継続支援B型作業所 あい 203 フルメリア 204 就労継続支援B型 ティアラ 205 ピースワーク 206 HERO 抗全 207 ラ・ヒスタ文の里 208 ドーナツ 209 社会福祉法人 今川学園 今林の里 210 FromJob東住吉 211 二丁目 212 一丁目 213 だいごん畑 北田辺店 214 ホイミ堂北田辺店 215 えん 216 セルフ社 217 GOKANケア 218 生活介護しおり 219 ポンチセびりか 220 花の彩 221 だいごん畑 東住吉本店 222 びりか工場 223 第2びりか作業所 224 障害者活動センター青おに 225 障害者活動センター赤おに 226 nicori 227 デイサービスつとひ 228 アーチジョイ 229 ほっとSpace 230 やすらぎの家作業所 231 デイサービスセンターやき 232 わくわくワーク 233 就労継続支援B型 朝川つと 234 ティアラ東田 235 こうちゃん 236 ジョブタス朝川事業所 237 ぱれっと 238 ファニードリーム 239 CLAN南田 240 い〜るでぼとぶ 241 就労継続支援A型 楽らく 242 就労継続支援B型 アスタ 243 くみひも1号店 244 オンデルヤ就労支援センター 245 就労継続支援B型 珠手箱 246 アトリエ ベンライズ 247 熊のB 中野工房 248 あかつき 249 ゆう・スペース 250 なでしこデイズ 251 ホイミ堂針中野店 252 ふくろう 253 就労継続支援B型 楽らく 254 コイ・ハート 255 Team連 256 けんけんば 257 就労継続支援B型 スターレー 258 AIDEP 259 IRIS 260 生活介護 Chi-Ka 261 運動・入浴型生活介護 はららの樹 東住吉 262 カラフルデイズ 263 ドリーム・プリン 264 ワークハウス東住吉 265 ともいきアート工房 266 福祉作業所ステップ 267 ごんふおーと 268 ワークステージヤタ 269 CLAN東住吉北館 270 HERO 271 TKGS アエタ 272 東住吉たんぼほ 273 たんぼほわたぼうし 274 まめの木共同作業所 275 生活介護 ライフサポート 幸樹 276 スターツサービス 277 CLAN東住吉 278 かえる 279 フルリール 280 もくれん就労formマスタード 281 就労継続支援 アルサポート 282 CLAN住道矢田 283 ヴァンサンクの郷 284 もくれんホオノキ 285 リリーフ生活介護 286 リアン 287 生活介護 カカラ 288 矢田たんぼほ 289 リサイクルたんぼほ

グループホームを運営する法人連絡先

- 株式会社GRANTREE TEL 06-6777-5050 FAX 06-6777-5050
株式会社クリサポ TEL 090-8797-7535 FAX 06-4303-3772
株式会社シャルーム TEL 06-4302-7530 FAX 06-4302-7531
株式会社zinvva TEL 06-6537-9015 FAX 06-7653-7825
株式会社スカイホーム TEL 06-6609-6500 FAX 06-6609-6700
株式会社和みサポート TEL 06-6793-2730 FAX 06-6794-1481
株式会社hanauta TEL 06-7410-1861 FAX 06-6796-9805
株式会社古池屋 TEL 06-6719-0550 FAX 06-4303-5053
株式会社ほとふカンパニー TEL 06-6697-1704 FAX 06-6718-6011
株式会社MARICORポレーション TEL 06-6707-1111 FAX 06-6707-1122
株式会社みお介護事業所 TEL 06-6718-6192 FAX 06-6718-6193
株式会社Kirara TEL 06-4305-7737 FAX 06-4305-7757
株式会社三ライエ TEL 06-6224-0135 FAX 06-6224-0135
関西福祉サービス株式会社 TEL 06-6484-5264 FAX 06-7635-7722
合同会社GROWING UP TEL 06-6705-1003 FAX 06-6705-1003
合同会社K&S TEL 06-6586-9776 FAX 06-6586-9774
合同会社せせらぎ TEL 06-4392-7536 FAX 06-7181-9243
合同会社プレジャー TEL 06-4392-7990 FAX 06-4392-7991
合同会社夢屋 TEL 090-8214-0269
社会福祉法人 愛徳福祉会 TEL 06-6699-8731 FAX 06-6699-8134
社会福祉法人 今川学園 TEL 06-6713-6106 FAX 06-6713-6107
会福祉法人 ふれあい共生会 TEL 06-6699-7699 FAX 06-6699-1990
社会福祉法人 ユイ TEL 06-6699-8118 FAX 06-6609-3577
ジュラン株式会社 TEL 06-4303-5512 FAX 06-4303-5513
特定非営利活動法人 明 TEL 072-931-3001 FAX 072-931-3002
特定非営利活動法人スマイルホープ TEL 090-1916-7006 FAX 06-6621-7439
特定非営利活動法人 だんてらいおん TEL 06-7668-1101 FAX 06-7668-8112
特定非営利活動法人ちゅうぶ TEL 06-4703-3740 FAX 06-6628-0271
ブルミエ合同会社 TEL 080-4735-0542 FAX 06-6654-9276
プレジャス合同会社 TEL 090-2596-9239 FAX 06-7635-7165

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NO_x・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の東住吉区役所総務課（連絡先：06-4399-9625）に報告しなければならない。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第 1 条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成 18 年大阪市条例第 16 号)以下「条例」という。)第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第 2 条 受注者は、当該業務について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（東住吉区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（東住吉区役所総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第 3 条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第 4 条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第 5 条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること

作成年月日： 年 月 日

御中

件名： _____

資 材 確 認 票

(会社名) _____

() 本件印刷物の製作に当たっては、下記の印刷資材を使用します。(契約時)

() 下記の印刷資材を使用して本件印刷物を製作したことを証明します。(納品時)

印刷資材		使用有無	リサイクル適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	大阪市 グリーン 調達方針 適合有無	備考
用紙	本文						
	表紙						
	見返し						
	カバー						
インキ類							
加工	製本加工						
	表面加工						
	その他加工						
その他							

使用資材	リサイクル適性	判別
A ランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	
A または B ランクの資材のみを使用	板紙にリサイクルできます	
C または D ランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

注1 資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載された古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。

注2 印刷用紙に係る判断の基準を適用する資材については、備考欄に、当該資材の総合評価値を記入すること。また、検査の参考資料としてサンプル紙及び出荷確認票等の資料を添付すること。

注3 印刷用紙に係る判断の基準(「紙類」参照)について、冊子形状(統計書、広報紙、会報等)の表紙は除く。

資材確認票の様式（例）

作成年月日： 年 月 日

御中

件名： _____

資 材 確 認 票

印刷株式会社

- () 本件印刷物の製作に当たっては、下記の印刷資材を使用します。（契約時）
 () 下記の印刷資材を使用して本件印刷物を製作したことを証明します。（納品時）

印刷資材		使用有無	リサイクル適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	大阪市グリーン調達方針適合有無	備考
用紙	本文		A	上質紙	製紙 /		総合評価値 90
	表紙		A	コート紙	製紙 /		
	見返し		A	上質紙	製紙 /		総合評価値 85
	カバー	-	-				
インキ類			A	平版インキ	インキ /		
加工	製本加工		A	PUR系ホットメルト	化学 /		
	表面加工		A	OPニス	化学 /		
	その他加工	-	-				
その他							

使用資材	リサイクル適性	判別
Aランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	
AまたはBランクの資材のみを使用	板紙にリサイクルできます	
CまたはDランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

- 注1 資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載された古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。
 注2 印刷用紙に係る判断の基準を適用する資材については、備考欄に、当該資材の総合評価値を記入すること。また、検査の参考資料としてサンプル紙及び出荷確認票等の資料を添付すること。
 注3 印刷用紙に係る判断の基準（「紙類」参照）について、冊子形状（統計書、広報紙、会報等）の表紙は除く。

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト

作成年月日： 年 月 日

御中

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト

会社名： _____

下記のとおり、各工程において環境に配慮して印刷物を制作したことを証明します。

工程	実現	基準（要求内容）	
製版	はい/いいえ	次の A 又は B のいずれかを満たしている。 A 工程のデジタル化（DTP 化）率が 50%以上である。 B 製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っている。	
刷版	はい/いいえ	印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っている。	
印刷	オフセット	はい/いいえ	水なし印刷システムを導入している、湿し水循環システムを導入している、環境に配慮した湿し水を導入している、自動布洗浄を導入している、自動液洗浄の場合は循環システムを導入している、環境に配慮した洗浄液を導入している、廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をしている等の VOC の発生抑制策を講じている。
		はい/いいえ / 該当なし	輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC 処理装置を設置し、適切に運転管理している。
		はい/いいえ	損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料へのリサイクル率が 80%以上である。
	デジタル	はい/いいえ	省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っている。
		はい/いいえ	損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。
	表面加工 該当： あり/なし	はい/いいえ	アルコール類を濃度 30%未満で使用している。
はい/いいえ		損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。	
製本加工 該当： あり/なし	はい/いいえ	窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。	
	はい/いいえ	損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が 70%以上である。	

備考） 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト（例）

作成年月日： 年 月 日

御中

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト

印刷株式会社

下記のとおり、各工程において環境に配慮して印刷物を制作したことを証明します。

工程	実現	基準（要求内容）	
製版	はい/いいえ	次の A 又は B のいずれかを満たしている。 A 工程のデジタル化（DTP 化）率が 50%以上である。 B 製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っている。	
刷版	はい/いいえ	印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っている。	
印刷	オフセット	はい/いいえ	水なし印刷システムを導入している、湿し水循環システムを導入している、環境に配慮した湿し水を導入している、自動布洗浄を導入している、自動液洗浄の場合は循環システムを導入している、環境に配慮した洗浄液を導入している、廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をしている等の VOC の発生抑制策を講じている。
		はい/いいえ/該当なし	輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC 処理装置を設置し、適切に運転管理している。
		はい/いいえ	損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料へのリサイクル率が 80%以上である。
	デジタル	はい/いいえ	省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っている。
		はい/いいえ	損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。
表面加工	はい/いいえ	アルコール類を濃度 30%未満で使用している。	
該当：あり/なし	はい/いいえ	損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。	
製本加工	はい/いいえ	窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。	
	はい/いいえ	損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が 70%以上である。	

備考） 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。